

日本の農畜産物を守るために
動物検疫・植物防疫



国を守るために奮闘する 家畜防疫官・植物防疫官 【現場の話を聞く】

家畜の伝染病や植物病害虫が侵入するのを防ぐ家畜防疫官と植物防疫官。

羽田空港で活動する4人に仕事の内容や海外旅行の際、

知っておくべきことを語ってもらいました。

家畜防疫官と
植物防疫官からの
大切なお話だよ



植物防疫所
公式キャラクター
びーきゅん



動植物検疫探知犬
イメージキャラクター
クンくん

一緒に日本の
畜産や農業を
守っているんだ

今回の見どころ！

- > 真空パックや冷凍の肉製品も NG
- > スーパーの果物は二国間で決めた条件を満たしたもの
- > 花を手にした人を見るとドキッとする
- > 少しでも迷ったら動物検疫カウンターや植物検疫カウンターに
- > 楽しい気分で旅行を終えるために



植物防疫官 池谷倫子（みちこ）さん／入省15年目、宮部幸多（こうた）さん／入省5年目
家畜防疫官 野呂聡美さん／入省6年目、高木香奈さん／入省4年目

真空パックや冷凍の肉製品も NG

——動植物検疫についてどの程度、浸透していると感じていますか。

高木 最近、テレビの情報番組などで動植物検疫探知犬が話題になることもあって、認識してくださっている方が増えているように思います。ただ、家畜の伝染病の危険性について「生肉はダメだけど、ビーフジャーキーなどの加工肉なら大丈夫だろう」という感覚の方はまだいらっしゃいますね。

野呂 日本に持ち込まれるすべての肉製品が十分加熱されていることを目視で確認することは現実的には不可能です。ですから、輸出国政府が発行した証明書を添付していない製品は持ち込み禁止とされています。実際に放棄された肉製品からアフリカ豚熱（ASF）や高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）のウイルスが分離されることもあります。同じように真空パックや冷凍の肉製品も検査証明書がないものや輸入禁止・停止になっているものは持ち込めません。

高木 アメリカやカナダ、ニュージーランド、オーストラリアの一部の肉製品には正式な検査証明書が貼られていますが、紛らわしいことに土産物店などで売られている肉製品の中にも証明書のようなものが貼られているものがあります。証明書が添付されているものも検疫対象となるため、肉製品を日本に持ち込む際は動物検疫カウンターで検査を受けるようにしてください。

大型の動物を診る
獣医師になるつもりでしたが、
国レベルで動物の安全に
関わることから
この仕事を選びました。



家畜防疫官・高木香奈さん

大学で畜産を学ぶ中で
日本の畜産を最前線で守る
家畜防疫官の仕事に
ひかれました。



家畜防疫官・野呂聡美さん

スーパーの果物は二国間で決めた条件を満たしたもの

「日本の農業と緑を守る」
というフレーズに共感して
この仕事に就きました。



植物防疫官・池谷倫子さん

——植物の検疫の規制の対象は果物や野菜などですね。

池谷 植物病害虫などの侵入を防ぐため、国や地域、果物や野菜の種類によっては手荷物として日本に持ち込むことが禁止されたり、制限されたりしている場合があります。また、持ち込めるとされている植物も輸出国政府機関が発行した検査証明書を添付して植物検疫カウンターで検査を受けていただかなければなりません。

——外国産の果実は日本のスーパーでも売られています。
旅行者から「なぜ持ち帰ってはいけないのか」と聞かれたときは、
どのように対応していますか。

宮部 旅行先で買うものと違う措置を経たものであることを説明します。日本のスーパーで売られているものは政府が二国間で協議し、合意した条件に従い、消毒などの植物検疫処置を施し、梱包にも条件をつけ、さらに植物病害虫の付着の無いことを確保したうえで輸入されたものです。

花を手にした人を見かけるとドキッとする

——他に気を付けたいことは？

宮部 切り花や苗や種などの種苗類(しゅびょうるい)は検査証明書が必要です。検査証明書の要件を満たし、かつ土壌が付着しておらず、植物病害虫も認められない場合は持ち込める、というのが一般的なパターンです。

池谷 お花を手になされている幸せそうな人を見かけるとドキッとします。ウエディングブーケなどを思い出の品として持ち帰られる方がいるのですが、おそらく検査証明書を持たれていないだろうな、と。先日も、プロポーズされたときに渡されたというお花を持っている方がいて、「大切なものだと思いますが」と語りかけ、持ち込めない理由を説明しました。

大学では昆虫を研究していて、
これに関連する仕事である
植物防疫官になりました。



植物防疫官・宮部幸多さん

少しでも迷ったら動物検疫カウンターや植物検疫カウンターに

——植物に付着している土は持ち込めないんですね。

池谷 植物に付いている土もそうですが、土はすべての国・地域からの持ち込みが禁じられています。小さな袋に土を入れている方がいて、「海外の寺院でいただいたありがたい土」とおっしゃっていました。残念ですが、処分させていただきました。

宮部 意外な注意点として、他にも海外旅行をする際にお米を日本から持参する場合です。結局、食べずじまいで封を切らなかったとしても、再度日本へは持ち込めませんので注意してください。

野呂 海外の空港で購入した軽食や機内食の残りも外国から持ち込まれるものという扱いになります。

池谷 特に多いのが機内食の果物を持ち込まれる方です。機内で食べきっていただくか、検査場の手前にある自主廃棄ボックスに入れてください。

高木 これはどうなんだろう、と少しでも迷ったら、確認のため動物検疫カウンターや植物検疫カウンターに立ち寄っていただければ、と思います。

楽しい気分で旅行を終えるために

——植物防疫法が改正されましたが、
現場は何か変わりましたか？

野呂 動物については家畜伝染病予防法が2020年7月に改正されて、家畜防疫官に旅行者の方の携帯品の中の肉製品の有無を質問・検査できる権限が与えられています。

宮部 2023年4月から植物防疫についても同様に質問・検査の権限が強化され、成果があがっています。

池谷 ベテランの防疫官の仕事ぶりを見ると、悪意なく持ち込んでしまった方にはソフトに対応し、意図的に隠している人には毅然と対応していて、さすがだな、と感心します。楽しい気分で旅行を終えるため、そして日本の畜産や農業を守るため、まずは動植物検疫の存在を知っていただきたいですね。



動物検疫所、植物防疫所と所属は違っても、空港内のカウンターは隣同士。検疫の際は、お互いに協力し合って職務を遂行しています。

Topics

[違法な持ち込みへの対応を厳格化しています！]

2020年7月1日に改正家畜伝染病予防法が、2023年4月1日に改正植物防疫法が施行され、海外からの入国者に対して、その携帯品の中に肉製品や果物などの**検査が必要なものがないか**どうかについて、家畜防疫官と植物防疫官が**質問等を行う権限が強化**されました。

肉製品などの畜産物や果物などの植物を違法に持ち込んだ場合の罰則も、3年以下の懲役または**300万円以下の罰金に強化**されました。

実際に、肉製品や果物を違法に持ち込んだことで**逮捕され、罰則が適用されている**事例もあります。

肉製品などの畜産物や果物などの植物を所持している場合は、必ず動物検疫または植物検疫のカウンターにお越しください。

肉製品などのおみやげについて

<https://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>



旅行者向け植物検疫のご案内

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/top1.html>



検査証明書のない
切り花は
持ち込めないので
注意してね



迷ったら
動物検疫カウンターか
植物検疫カウンターに
相談してね